

森 第 1 4 1 2 号
平成 2 6 年 2 月 1 2 日

日本スーパーマーケット協会会長
新日本スーパーマーケット協会会長
オール日本スーパーマーケット協会会長 様
日本チェーンストア協会会長
日本百貨店協会会長
日本生活協同組合連合会会長

千葉県農林水産部長

たけのこ出荷制限・出荷自粛解除後の出荷管理体制の周知徹底について

本県の森林・林業行政の推進につきまして、日頃格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課から平成26年1月23日付事務連絡のとおり、今般、他県において、県の定める管理計画に基づき管理されるものだけに限り出荷制限の一部が解除されている地域の大豆について、県の定める管理計画を逸脱するものが流通する事案が発生しました。

本県においても、たけのこについては、県・市町の定める管理計画に基づき検査されたたけのこに限り出荷・販売が認められる、条件付き解除となっております。

つきましては、たけのこ出荷制限・出荷自粛解除済6市町産たけのこについて、6市町が発行する「たけのこ出荷可能生産者証明書」の提示のないたけのこが出荷・販売されないよう、引き続き、出荷制限・出荷自粛解除後の出荷管理体制についての周知に御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、たけのこ出荷制限・出荷自粛解除済6市町村の出荷管理体制に関する最新情報については、千葉県公式ウェブサイトの下記ページに掲載しておりますので御活用ください。

記

「たけのこの出荷制限・出荷自粛解除について」の「解除後の検査体制」欄参照
<http://www.pref.chiba.lg.jp/shinrin/shinrin/rinsanbutsu/takenoko-kaijo.html>

農林水産部森林課 林業振興室
電話 043-223-2966
FAX 043-225-7448

森 第 1 4 1 2 号

平成 2 6 年 2 月 1 2 日

県内各卸売市場開設者 様

千葉県農林水産部長

たけのこ出荷制限・出荷自粛解除後の出荷管理体制の周知徹底について

本県の森林・林業行政の推進につきまして、日頃格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課から平成26年1月23日付事務連絡のとおり、今般、他県において、県の定める管理計画に基づき管理されるもの限り出荷制限の一部が解除されている地域の大豆について、県の定める管理計画を逸脱するものが流通する事案が発生しました。

本県においても、たけのこについては、県・市町の定める管理計画に基づき検査されたたけのこに限り出荷・販売が認められる、条件付き解除となっております。

つきましては、たけのこ出荷制限・出荷自粛解除済6市町産たけのこについて、6市町が発行する「たけのこ出荷可能生産者証明書」の提示のないたけのこが出荷・販売されないよう、引き続き、出荷制限・出荷自粛解除後の出荷管理体制についての周知に御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、たけのこ出荷制限・出荷自粛解除済6市町村の出荷管理体制に関する最新情報については、千葉県公式ウェブサイトの下記ページに掲載しておりますので御活用ください。

記

「たけのこの出荷制限・出荷自粛解除について」の「解除後の検査体制」欄参照

<http://www.pref.chiba.lg.jp/shinrin/shinrin/rinsanbutsu/takenoko-kaijo.html>

農林水産部森林課 林業振興室

電話 043-223-2966

FAX 043-225-7448

森 第 1 4 1 2 号
平成 2 6 年 2 月 1 2 日

各 市 町 村 長 様

千葉県農林水産部長
(公 印 省 略)

たけのこ出荷制限・出荷自粛解除後の出荷管理体制の周知徹底について

本県の森林・林業行政の推進につきまして、日頃格別の御高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課から平成26年1月23日付事務連絡のとおり、今般、他県において、県の定める管理計画に基づき管理されるものに限り出荷制限の一部が解除されている地域の大豆について、県の定める管理計画を逸脱するものが流通する事案が発生しました。

本県においても、たけのこについては、県・市町の定める管理計画に基づき検査されたたけのこに限り出荷・販売が認められる、条件付き解除となっております。

つきましては、たけのこ出荷制限・出荷自粛解除済6市町産たけのこについて、6市町が発行する「たけのこ出荷可能生産者証明書」の提示のないたけのこが出荷・販売されないよう、引き続き、出荷制限・出荷自粛解除後の出荷管理体制についての周知徹底をお願いします。

なお、たけのこ出荷制限・出荷自粛解除済6市町村の出荷管理体制に関する最新情報については、千葉県公式ウェブサイトの下記ページに掲載しておりますので御活用ください。

記

「たけのこの出荷制限・出荷自粛解除について」の「解除後の検査体制」欄参照

<http://www.pref.chiba.lg.jp/shinrin/shinrin/rinsanbutsu/takenoko-kaijo.html>

農林水産部森林課 林業振興室
電話 043-223-2966
FAX 043-225-7448